（人事院規則一―七四の一部改正）

第十条　人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） 十一　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員 十二・十三　（略）	（派遣除外職員） **第三条**　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一～十　（略） （新設） 十一・十二　（略）

（人事院規則二―三の一部改正）

第十一条　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（人材局の所掌事務） **第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十二号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～九　（略） 十　令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣制度に関すること。 十一～十七　（略） （企画課の所掌事務等） **第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十七号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十六号まで及び第十八号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十四　（略） 十五　令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。 十六～二十　（略） 2・3　（略） 4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十九号に掲げる事務をつかさどる。	（人材局の所掌事務） **第十四条**　人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～九　（略） （新設） 十～十六　（略） （企画課の所掌事務等） **第二十九条**　企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあっては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあっては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～十四　（略） （新設） 十五～十九　（略） 2・3　（略） 4　人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十八号に掲げる事務をつかさどる。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第十二条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（併任の解除及び終了） **第三十七条**　（略） 2　（略） 3　次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。 一～十三　（略） 十四　職員が令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣された場合 十五　（略）	（併任の解除及び終了） **第三十七条**　（略） 2　（略） 3　次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。 一～十三　（略） （新設） 十四　（略）